

令和7年度

羽生市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

羽 生 市 監 査 委 員



羽 監 発 第 7 0 号

令和8年8月14日

羽生市長 齋 藤 万紀子 様

羽生市監査委員 鈴 木 康 夫

同 島 村 勉

令和7年度羽生市健全化判断比率等審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付された、令和7年度健全化判断比率に関する書類及び同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和7年度資金不足比率に関する書類を審査したので、次のとおり意見書を提出します。

令和 7 年度 羽生市健全化判断比率審査意見

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 7 年度健全化判断比率とその算定基礎を記載した書類

2 審査の期間 令和 8 年 7 月 2 1 日から令和 8 年 8 月 1 0 日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の比率算定に用いたデータが信頼できるものか、算定ルールに適合した基礎資料が用いられているか、算定プロセスが正確に行われているかどうか、関係職員の説明を求め審査を実施した。

第 2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、適正に算定されているものと認められた。

記

(単位: %)

健全化判断比率	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 5 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
(1) 実質赤字比率	—	—	—	12.95	20.00
(2) 連結実質 赤字比率	—	—	—	17.95	30.00
(3) 実質公債費比率	10.4	10.4	10.0	25.00	35.00
(4) 将来負担比率	36.9	41.7	46.7	350.00	

※健全化判断比率が負数（黒字）となる場合は「—」で表示しています。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

令和 7 年度の実質赤字比率は、黒字(△14.75%)のため該当はなく、早期健全化基準 12.95%、財政再生基準 20.00%と比較すると、いずれも下回っていることが確認された。

(2) 連結実質赤字比率について

令和 7 年度の連結実質赤字比率は、黒字(△38.98%)のため該当はなく、早期健全化基準 17.95%、財政再生基準 30.00%と比較すると、いずれも下回っていることが確認された。

(3) 実質公債費比率について

令和 7 年度の実質公債費比率は 10.4%となっており、前年度に比較して増減はなく同率であったが、早期健全化基準 25.00%、財政再生基準 35.00%と比較すると、いずれも下回っていることが確認された。

(4) 将来負担比率について

令和 7 年度の将来負担比率は 36.9%となっており、前年度に比較して 4.8 ポイント改善され、早期健全化基準の 350.00%を下回っていることが確認された。

3 是正改善を要する事項

全ての比率が、早期健全化基準、財政再生基準を下回り、財政状況が健全段階であるということを示しているが、実質公債費比率は前年度と同率であり、また将来負担比率は 4.8 ポイント減少したものの、依然として高い数値にあることから、引き続き行財政改革を推進し、健全な財政運営に努められたい。

令和7年度 羽生市資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和7年度公営企業資金不足比率とその算定基礎を記載した書類

2 審査の期間 令和8年7月21日から令和8年8月10日まで

3 審査の方法

この審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の比率算定の基礎となるデータが信頼できるものか、算定ルールに適合した基礎資料が用いられているか、算定プロセスが正確に行われているかどうか、関係職員の説明を求め審査を実施した。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、適正に算定されているものと認められた。

記

(単位:%)

資金不足比率	令和7年度	令和6年度	令和5年度	経営健全化基準
(1) 水道事業会計	—	—	—	20.00
(2) 下水道事業会計	—	—	—	20.00

※資金不足比率が負数（黒字）となる場合は「—」で表示しています。

2 個別意見

(1) 水道事業会計について

令和7年度の資金不足比率は、黒字（△181.80%）のため該当はなく、経営健全化基準 20.00%と比較すると、下回っていることが確認された。

(2) 下水道事業会計について

令和7年度の資金不足比率は、黒字（△187.53%）のため該当はなく、経営健全化基準 20.00%と比較すると、下回っていることが確認された。

3 是正改善を要する事項

水道事業会計、下水道事業会計ともに経営健全化基準を下回り、資金不足には該当しない。

なお、事業の実施にあたっては引き続き経費削減を図るとともに、経済的かつ効率的な経営に努められたい。